

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年度診療報酬改定で、オンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、当ステーションでは、看護師等が健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

[対象者]

訪問看護管理療養費を算定する者

本加算に関する施設基準に準じ、当ステーションでは下記の実施しております。

[訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準]

- 1、厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
- 2、マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
- 3、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- 4、掲示事項についてウェブサイトに掲載している。

医療法人弘善会

訪問看護ステーション 弘善会矢木